

自治基本条例特集

町民が主役のまちづくりを目指して

[part. 19]

▼問い合わせ

企画情報課

TEL 0561 (38)

3111 (内線 2324)



※原案(条例素案たたき台)は、町ホームページまたは役場3階企画情報課窓口でご覧いただけます。

今月号では、第14回(10

月12日)と第15回(10

月25日)の検討委員会

で行った旗揚げト

ーク「論点しぼって、

みんなで検討！」

についてお知らせ

します。

検討委員会は、

いよいよ条例の仕

上げに向けた集約

の段階に入りました。

ここでは赤と

青のカードを使っ

た旗揚げ方式で、

少数意見も尊重

し、方向性を確認

しながら検討しま

した。

話し合った項目と

主な内容は次のとお

りです。

旗揚げトーク「論点しぼって、みんなで検討！」

●旗揚げトーク その1

【条例の位置付け】

●この条例に「最高規範性」を持たせるかどうか、持たせる場合に「最高規範」という言葉を使うかどうかなど

話し合いの結果

大多数の人が「最高規範性を持たせたい」という意見でした。しかし、表現については、「最高規範」という言葉ではなく、原案のとおり「最も重要視する」といった表現の方が堅すぎず、ややゆるい表現でよいという声があがりました。

【条例の見直し・検証】

●条例の見直し・検証をするのに一定の期間を定めるかどうか

話し合いの結果

「5年を超えない期間ごと」など一定の期間を定めるべき、という声が多数を占めました。さらに、声を集める方法の充実や仕組みづくりを求める意見もありました。

【用語の定義】

●「町民」の定義(町民の範囲はどこからどこまでか)など

話し合いの結果

原案のとおり範囲でよいという声が多い一方で、「納税者だけなど狭い範囲でもよいのではないか」という意見や、震災などの危機管理の観点から「滞在者も含める」という意見、「通勤・通学者は含まない方がよいのではないか」という意見がありました。

●旗揚げトーク その2

【住民投票】

●住民投票について、結果の取り扱いと発議の要件をどうするか(盛り込むか、常設型にするか)

話し合いの結果

結果の取り扱いについては、はっきりと条文の中で明記すべきという声が多く、発議の要件についても、加えてはどうかという意見があがりました。

また、常設型にするかどうかについては、常設型・非常設型いずれもほぼ同数でしたが、若干常設型にすべきという声が多い結果でした。非常設型の理由としては、「住民投票は簡単にできない方がよい」という意見や「議会があるのだから議会に任せればよい」という意見がありました。

【議会の責務】

●町民の代表である議会の責務として、原案のとおり内容でよいか、もっと内容を変えるべきか

話し合いの結果

内容的に大事なことはおおむね盛り込まれているため、原案でよいという声が多い一方、「しなければならぬ」という表現は厳しすぎるといった意見もありました。また、「監視」だけでなく「評価」することも入れたい、「町全体のことを考える」「町民に開かれた議会活動」などの表現を入れたいといった声も聞かれました。